

7 審査結果の意見・講評

審査結果の概要は、「第4 審査の結果」に記載したとおりである。

会計処理や決算事務について、その一部に事務処理の誤りが見られ、決算書や決算附属書類の修正を求めたものや、事務処理を行う上で検討を求める事項が見られたが、それ以外は適正に行われているものと認めた。

決算審査に当たっては、同法に規定される「経済性の発揮と公共の福祉増進」という経営の原則に従って運営されているかを基本的観点として審査を行った。

(1) 決算主要数値からみた意見・講評（経営成績及び財政状態について）

本年度の下水道整備面積は95haで、下水道整備済面積は5,036ha（整備率77.7%）、下水道処理人口普及率は80.7%となった。これについては、福岡県の下水道処理人口普及率は81.0%、類似規模都市では84.4%（注1）となっており、いずれも下回っている。

受益者負担金・分担金の現年度の納付率は、負担金96.1%（前年度95.5%）、分担金95.7%（前年度96.4%）であった。前年度から下水道使用料徴収業務においては、負担金・分担金を含めた包括委託をしており、引き続き民間企業のコスト意識、事業運営ノウハウを活用し、納付率の向上に努められたい。

収益的収支では、事業収益（総収益）の約65億4千万円に対し、事業費用（総費用）は約61億9千万円で、差し引き約3億5千万円の純利益となった。

事業収益（総収益）では、営業収益が約1億3千万円増加しているが、これは東櫛原貯留施設の供用開始に伴い雨水処理負担金が約7,600万円、処理区域の拡大により使用料が約5千万円増加したことなどによる。一方で、営業外収益は約1億2千万円減少しているが、他会計補助金が約8,300万円、長期前受金戻入が約3,600万円減少したことなどによる。

事業費用（総費用）では、営業費用が約5千万円増加しているが、これは、東櫛原貯留施設の供用開始に伴い減価償却費が約5,700万円、各浄化センターの維持管理に係る委託料の増により処理場費が約3,700万円増加していることなどによる。一方で、営業外費用は約4,700万円減少しているが、前年度に高金利の企業債の償還が完了したことにより、支払利息及び企業債取扱諸費が減少したことなどによる。

資本的収支では、収入では、企業債収入が約26億1千万円、水道事業会計からの借入金である他会計長期借入金が5億円増加（皆増）したことなどにより、約29億9千万円増加した。支出では管渠建設などにより建設改良費が約1億6千万円増加し、全体で約3億円増加した。この結果、収入の約89億4千万円に対し、支出は約103億1千万円となり、差し引き約13億6千万円が不足している。

資本的収支については、収入89億4千万円のうち、約38億1千万円は前年度の起債前借分であるため、実質的な収入は約51億3千万円となる。これに対して支出は約103億1千万円であるため、資本的収入に対する資本的支出の不足額は約51億8千万円となっている。これを補てんするため、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、当年度及び過年度分損益勘定留保資金を当て、なお不足する分については一時借入金（起債前借）29億4千万円で措置している。この一時借入金は、前年度に比べて約8億7千万円減少している。

企業債の残高は、前年度から14億円増加し、本年度の一時借入金（29億4千万円）を含める

と、実質的な企業債の残高は約 625 億 6 千万円となる。処理区域人口一人当たりから見た企業債残高は 25 万 4 千円で、全国 21 万 3 千円、類似都市 22 万 8 千円（注 2）と比較すると、本市は 10～20%程高くなっている。経年管の更新に加えて処理区域拡大の傾向が続けば、企業債残高の増加は必至であるので、今後も注視していきたい。

財政状態では、固定資産が約 29 億円、流動資産が約 13 億円増加し、資産全体としては約 1,162 億 7 千万円（3.8%増）となった。流動資産の増加は、現金及び預金の増加によるところが大きい。負債では、固定負債が約 28 億 8 千万円増加し、負債全体では約 1,051 億 6 千万円（3.4%増）となった。固定負債の増加は、企業債の増加と、新たに水道事業会計からの借入をしたことなどによる。

資金の流れを見るキャッシュ・フロー計算書を見ると、本年度は業務活動による CF はプラス、投資活動による CF はマイナス、財務活動による CF はプラスとなり、前年度と同様に、管渠建設などに伴う固定資産の取得による支出を、本来の業務活動による収入と企業債などの借入れによる収入で調達している。資金期末残高は前年度より約 18 億 5 千万円増加しているが、資金調達は企業債収入による部分が大きい。

(2) その他の意見・講評

① 一般会計からの繰入金について

本年度の一般会計からの繰入金は 15 億 6,700 万円で、前年度と同額であった。内訳を見てみると、雨水による浸水被害の軽減を目的に建設された東櫛原貯留施設を供用開始したことにより、雨水処理に要する経費に繰り入れした割合が大きくなっているため、分流式下水道等に要する経費への繰入額が減少している。

この一般会計繰入金の公費負担分については、国が参考として示す繰入基準の考え方を下回っており、全国、類似都市の繰入額と比較しても少ない額とのことであるため、下水道事業の安定経営のためには公費負担分のルール化の確立に向けた協議を続け、その際は、一般会計から繰り出すことによってもたらされる将来的な市政へのリターン像を描きながら、市長部局と方向性を一致させていくことも重要と思われるので、検討されたい。

② 公共下水道等におけるストックマネジメントについて

国は、下水道法改正において、下水道施設の管理強化に取り組んでいる。各地方公共団体に対しては、平成28年度からは従来の下水道長寿命化支援制度を発展的に改正した「下水道事業ストックマネジメント支援制度」を創設し、施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する「下水道事業ストックマネジメント計画」の策定を求めている。また、社会資本整備総合交付金の交付要件にもなっていることから、本市でも本年度から32年度にかけて、業務委託により計画策定を実施することとしている。

平成30年度はリスク評価を行い、施設管理の目標設定等を行うことが予定されている。下水道施設はその量が膨大であるため、全ての施設を平等に点検・調査及び修繕・改築することは、非常に困難であると考えられる。効率的・効果的にストックマネジメントを実践するためには、リスク評価による優先順位付けを行いつつ、適切な対策手法を組み合わせることで全体最適化を図り、計画を策定・実施することが合理的であるため、計画策定の際はリスクマネジメントの視点を持って臨まれたい。

③ 未普及地域への整備について

下水道事業においては、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少に伴う使用料の減少、耐震化等災害への対応等により、汚水処理施設に係る事業運営は厳しさが増すとされており、より一層の効率的な事業運営が求められている。このことは本市にとっても例外ではなく、経営的な視点からみて、未普及地域における汚水処理施設の整備方針については、今後柔軟な見直しが必要なのでないだろうか。そのためには、地域の特徴や人口密集の度合い等のエリア分析を行い、公共下水道と合併処理浄化槽整備にかかる費用の比較、投資効果及びその合理的な理由について、地域住民へ丁寧な説明を実施し、方針の見直しに向けた検討を進められたい。

下水道使用料収入は人口数に比例するため、市全体の人口政策が大きく影響してくる。下水道事業部門だけの議論だけでなく、市長部局との共通認識を持って、今後の事業運営に臨まれたい。

(注1) 数値はいずれも平成28年度のもの。類似規模都市とは、人口30万人から50万人の都市。

(注2) 全国、類似都市の数値はいずれも平成28年度のもの。類似都市とは、公共下水道事業実施都市のうち、処理区域内人口10万人以上、処理区域内人口密度50人/ha以上、供用開始後年数30年以上で、かつ、特定環境保全公共下水道事業実施都市。